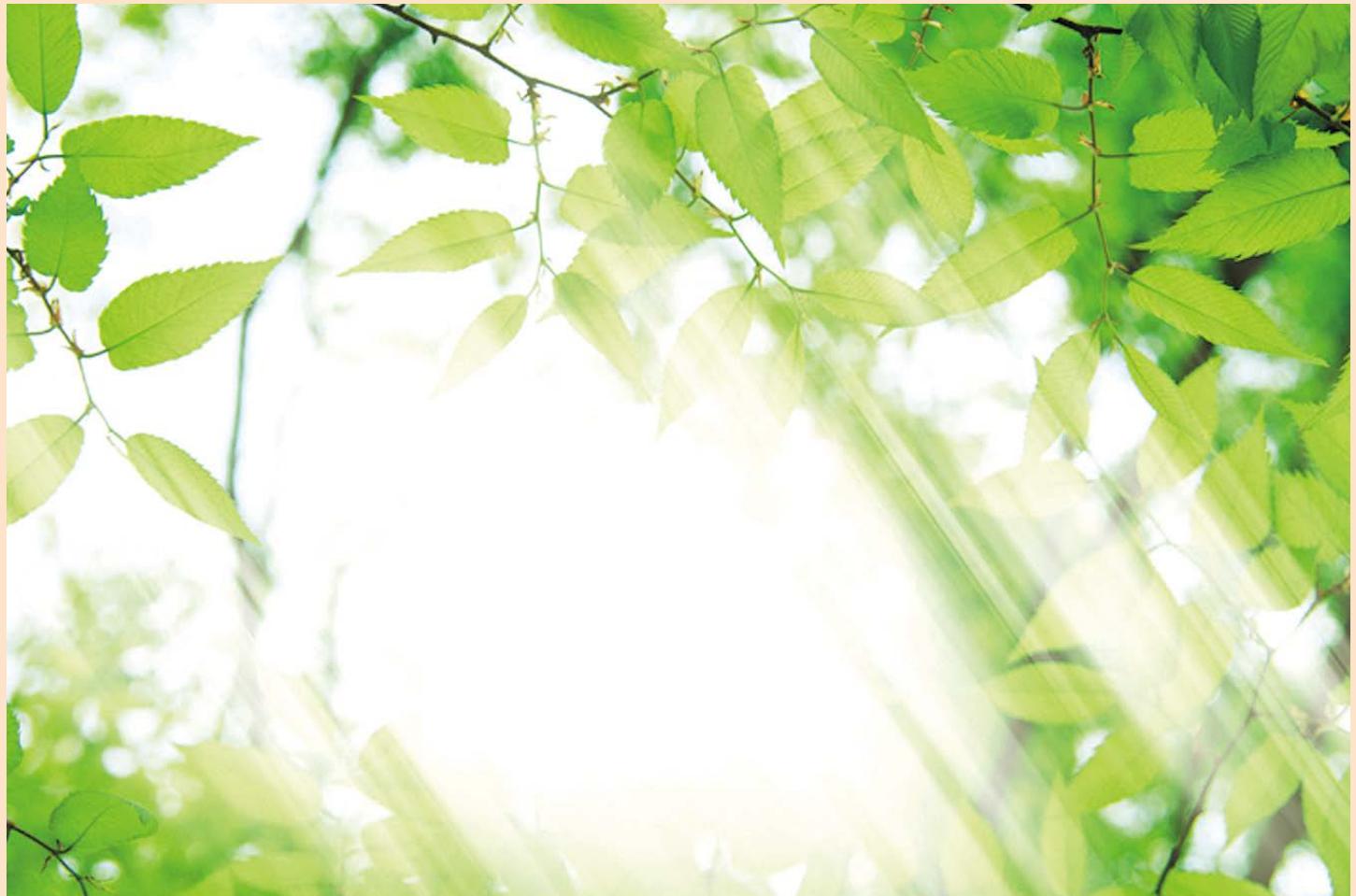
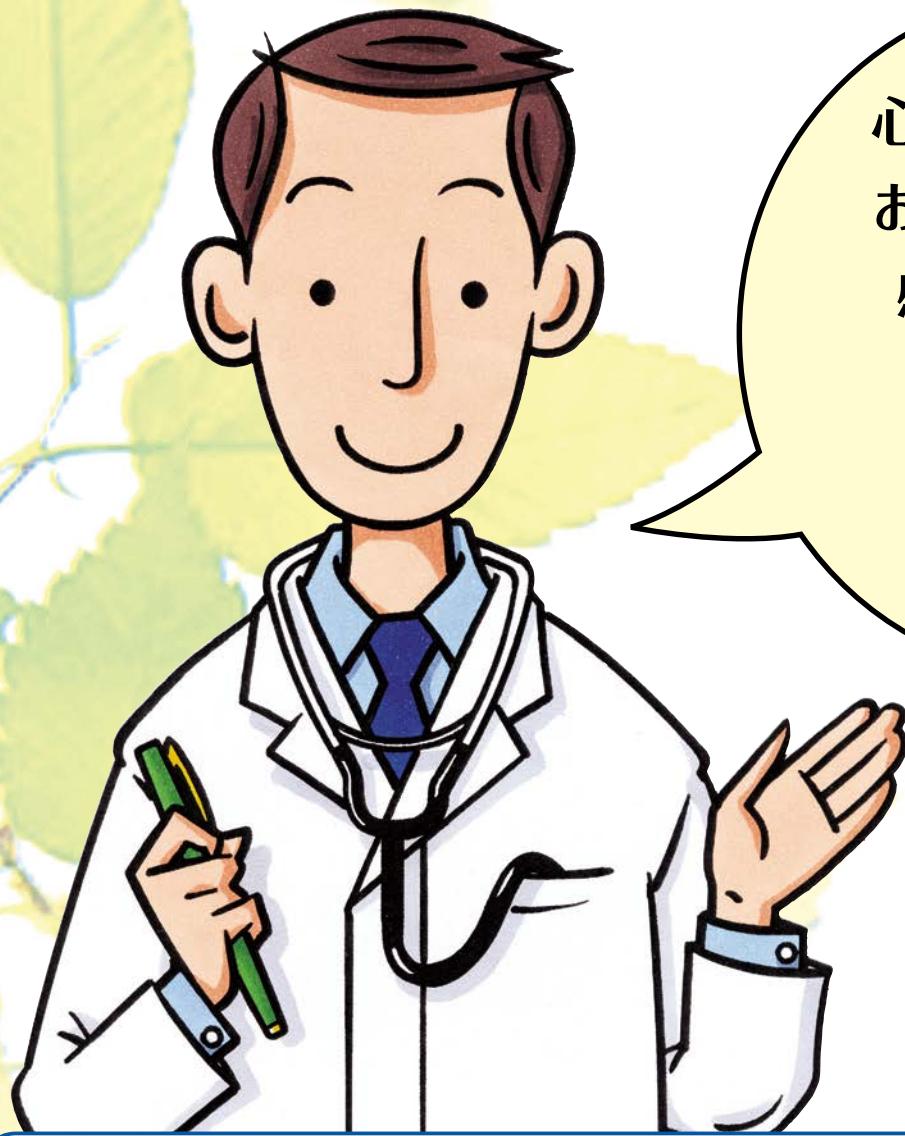


—希望ある明日へ向けて—

# 知ってほしい、 ハンセン病のこと。





心配いりません。  
お薬で治ります。  
感染力も弱く、  
隔離の必要は  
まったく  
ありません。

## Guide 1

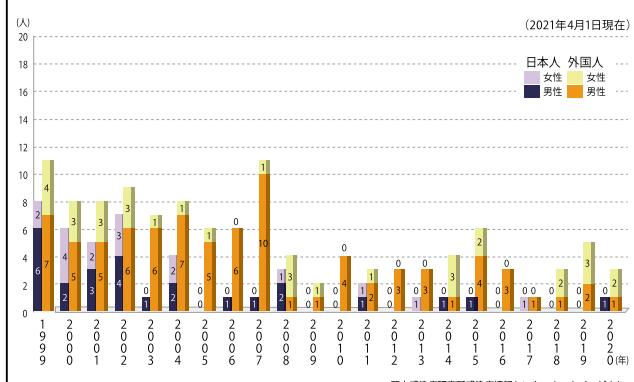
### ハンセン病とは、こんな病気です。

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる病気で、主に手足の末梢神経が麻痺すると、汗が出なくなったり、熱や痛みを感じなくなります。皮膚も侵されてさまざまな症状が現れます。感染は免疫機能が十分に発達していない乳幼児期に、未治療の多菌型患者が咳やくしゃみをしたときの飛沫に含まれる「らい菌」が、大量かつ繰り返し鼻粘膜に付着することにより感染（飛沫感染）が起こると言われています。かつては「らい病」と呼ばれていましたが、1873年（明治6年）に「らい菌」を発見したノルウェーの医師、ハンセンの名前をとって、現在ではハンセン病と呼ばれています。

現在、ハンセン病にかかる日本人は1年間で0～数名程度です。また、たとえ感染しても発病することは稀です。ハンセン病療養所で、毎日患者さんたちと接している職員のうち、発病した人はこれまで一人もいません。このことからも「らい菌」の発病力は極めて弱い

ことがわかります。しかし、いまだに新規の患者さんが数万人規模にのぼる国もあります。公衆衛生や栄養状態、経済状態の良くない国々です。これらの国では子どもでも発病することがあるため、早期発見と早期治療が課題となっています。

■ハンセン病新規患者数（1999～2020年）



国立感染症研究所感染症情報センターホームページより

## Guide 2

### 早期発見・治療を行えば、後遺症も残りません。



●ハンセン病治療薬

1943年(昭和18年)、アメリカで「プロミン」という薬の有効性が判明し、日本でも1947年(昭和22年)からプロミンによるハンセン病の治療が始まりました。現在主流となっているのは「多剤併用療法」で、2~3種類の抗生物質を併用します。この治療により、「らい菌」は短期間で感染力を失います。

ハンセン病は薬で治る病気ですが、早期診断・早期治

療が大切であることはいうまでもありません。また、安定した状態で治療するためにも、治療薬を毎日確実に服用し、耐性菌を作らないようにすることが重要です。多菌型(らい菌が多い)の患者さんは1年から数年、少菌型の患者さんは6か月程度薬を服用することで治癒します。



## Guide 3

### 偏見や差別によって想像を絶する苦しみを受けた患者さんたち。

1900年代、ハンセン病はコレラやペストと同じような恐ろしい伝染病と考えられていました。1907年(明治40年)、「らい予防二閑スル件」が制定され各地を放浪する「浮浪らい」と呼ばれる患者さんの収容が始まりました。この法律は、1931年(昭和6年)成立の「らい予防法」へと引き継がれます。国立の療養所が各地に建設され、すべての患者さんの強制隔離が進められていきました。「らい予防法」は、1953年(昭和28年)に「らい予防法」として改正されます。しかし、この法律には大きな問題点がありました。それは、薬で治るにもかかわらず強制隔離を続け、退所規定が設けられなかったことです。それは、一度療養所に入所したら一生そこから出ることができないことを意味していました。

1996年(平成8年)、ようやく「らい予防法」が廃止されましたのが名誉回復は不十分なままでした。そして、2001年(平成13年)、熊本地裁での「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で国の強制隔離政策を憲法違反とする原告勝訴判決が言い渡されました。さらに2008年(平成20年)には、今後のハンセン病対策の指針となる「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定

され、いまでは療養所の周辺住民とも広く交流が図られています。

しかし、患者さんたちの想像を絶する長年の苦しみを忘れてはなりません。一生療養所から出られない、親や兄弟と一緒に暮らすことができない、実名を名乗ることができない、結婚しても子供を産むことが許されない、亡くなっても故郷の墓に埋葬してもらえない……。療養所に暮らす元患者さんたちは病気とともに心に受けた傷を、長い年月を経たいまもなお、消せないまま暮らしているのです。



●星塚敬愛園に収容された患者さんたち(昭和14年)

## Guide 4

### 根強く残る偏見や差別と、社会復帰を阻む壁。

放浪生活を送っていた患者さんたちに対する強制隔離は、やがて在宅患者にも及びました。市町村の職員や医師が警察官を伴って、たびたび患者さんのもとを訪れたのです。こうしたことから近所にも知られ、家族も偏見や差別の対象となりました。そのため患者さんたちは自分の意思と関係なく、療養所へ入所せざるを得ない状況に追い込まれていったのです。

強制隔離される患者さんの自宅は徹底的に消毒され、人里離れた場所に作られた療養所へ送り込まれる……。こうした光景を目の当たりにした人々の心にハンセン病は恐ろしいというイメージが定着し、それが偏見や差別を助長させることになってしまいました。

後遺症や偏見を乗り越え社会復帰を果たした人もいますが、その数は少ない。しかも高齢の不安に加え、親類と縁が切れてしまい、今も故郷に帰れずにいる人もいます。

記憶に新しい出来事としては2003年（平成15年）、元ハ

ンセン病患者であることを理由に、宿泊を拒否した熊本県のホテルの事例が挙げられます。このとき、抗議した元ハンセン病患者さんたちに、非難や中傷の電話が殺到しました。これは何よりもハンセン病に対する理解不足と、偏見や差別が根深く残っていることを物語る、悲しむべき現実なのです。



●「らい予防法」闘争時の参議院でのすわり込み

## Guide 5

### 「国立ハンセン病資料館」—

### 何かを感じ、行動するきっかけに。

「国立ハンセン病資料館」では、全国のハンセン病療養所や国内外の関係機関から

収集した資料などを展示しています。心にとまったところを中心、じっくりご覧ください。病気がその人の姿かたちをどのように変えようとも、誰もが平等に持ち、永久に侵すことのできないはずの権利、人権。そのことを、一人ひとりが自らの心に問い合わせてみると大切です。



また、療養所入所者による語り部活動、啓発映画の上映、企画展なども行っています。友人や家族でお越しいただき、ご自分の目で見て何かを感じ、自分にはど

んな行動がどれのか、ぜひ一度、話し合ってみてください。



●館内



ハンセン病というの  
は、  
治る病気ですか？  
隔離が必要な  
感染症ですか？  
よく知らないので、  
少し不安です。



### 【国も、さまざまな施策を行なっています。】

#### 1) 謝罪・名誉回復措置

- ・ハンセン病問題に関するシンポジウムの開催。
- ・全国の中学校などにパンフレットの配布。
- ・国立ハンセン病資料館、重監房資料館の運営。
- ・「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」に関する行事を実施。
- ・補償金または和解一時金の支払い。

#### 2) 社会復帰・社会生活支援

- ・国立ハンセン病療養所等を退所した方に対する、給与金の支給。
- ・非入所者\*に対する、給与金の支給。
- ・亡くなった退所者の配偶者等に対する、支援金の支給。

#### 3) 在園保障

- ・国立及び私立ハンセン病療養所において、入所者に対する必要な療養を実施するほか、国立ハンセン病療養所の施設整備を実施。

\*非入所者：ハンセン病療養所へ入所したことない方。

### 全国のハンセン病療養所

(2021年5月1日現在)

入所者総数(14カ所)

1,004名

●国立療養所(13カ所)

1,001名

●私立療養所(1カ所)

3名





## 国立ハンセン病資料館

〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-13  
TEL : 042(396)2909 FAX : 042(396)2981  
URL : <https://www.nhdm.jp>

開館時間／午前9：30～午後4：30（入館は午後4：00まで）

休館日／月曜および「国民の祝日」の翌日。ただし、月曜が祝日の場合は開館。  
年末年始。館内整理日。

入館料／無料（10名以上からの団体見学コースもあります）

## アクセス

### ■バス

西武池袋線 清瀬駅南口から

西武バス 久米川駅北口行き乗車約10分  
(「ハンセン病資料館」下車)

西武新宿線 久米川駅北口から

西武バス 清瀬駅南口行き乗車約20分  
(「ハンセン病資料館」下車)

JR武蔵野線 新秋津駅から

西武バス 久米川駅北口行き乗車約10分  
(「全生園前」下車、徒歩約10分) または徒歩約20分

### ■自動車

関越自動車道 所沢ICから約30分

※駐車場の台数が限られていますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。



## 関連施設

### 重監房資料館

<http://sjpm.hansen-dis.jp>

〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町草津白根464番1533  
TEL 0279-88-1550 FAX 0279-88-1553